

Title	古代ギリシアの法における刑罰としての呪い
Author(s)	平山, 晃司
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2014, 2013, p. 51-59
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/72850
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

古代ギリシアの法における刑罰としての呪い¹

平山 晃司

1 はじめに

古代初期の未発達な社会や、いわゆる未開社会においては、法と宗教は未分化の状態にある²。社会が発達し、その構造が複雑化するにつれて両者は次第に分離してゆくが³、表面上は完全に分離を遂げた後もなお、暫くの間は相互補完的な関係を維持する⁴。

筆者は以前、法と宗教が緊密に結び付いていた古い時代の社会において、後の「犯罪」の概念に相当する行為に対してどのような措置が講じられたかという問題を、古ゲルマン・春秋時代以前の支那・上古の日本の三つを比較しつつ考察したが⁵、本稿では古代ギリシア社会を対象に、法と宗教が分離し始めてまだ間もない頃の揺籃期の刑事法制のありようを窺知すべく、犯罪者に対する刑罰としての呪いに光を当てる。

2 呪いの社会的機能

呪いは、一個人が神々に呼びかけて祈願することにより、日頃恨みを抱いている仇敵に災厄をもたらそうとする私的な行為であるばかりでなく、集団の統制に寄与する社会的な機能をも有していた。

他の諸民族と同じくギリシア人もまた、誓約を行うに際して、それに背いた者に災いが降りかかるよう祈ることを習わしとしていたが⁶、かかる呪いの最古の例はホメーロスの叙事詩の中に見出される。パリスとメネラーオスの一騎打ちに先立ってアカイアー軍とトロイアー軍の間で休戦の誓いが取り結ばれるが、その誓約の式において両軍の兵士らは、酒を大地に注ぎつつ神々に祈願して次のように言う。——「両軍のいずれの側にせよ、先に誓約に背いて不埒を働く時は、その当人たちのみかその子らの脳漿も、この酒の如く地

¹ 本稿は2002年に京都大学に提出した博士論文『古代ギリシアにおける刑法の起源と発展』の一部に加筆・修正を施したものである。

² Maine (1861) 15; Maine (1883) 5; Gernet (1917) 7f.; Radcliffe-Brown (1933) 206; Reverdin (1945) 169.

³ Cf. Durkheim (1893) 113: 'Or, l'état de dissociation plus ou moins complète où se trouvent l'élément juridique et l'élément religieux est un des meilleurs signes auxquels on peut reconnaître si une société est plus ou moins développée qu'une autre.'

⁴ Gernet (1917) 10f.

⁵ 平山(2011)。

⁶ Plut. *Quaest. Rom.* 275d: πᾶς ὄρκος εἰς κατάραν τελευτᾷ τῆς ἐπιorkίας. Cf. id. *De sera* 548f-549a.

上に流れ、またその妻たちは見知らぬ者に婢となって仕えますように」⁷（松平千秋訳）。

ここで注目すべきは、酒を大地に注ぐという行為がフレイザーの言うところの「類感呪術」ないし「模倣呪術」として行われており、それが呪いの効力を強化するための手段とされているということである。このように呪いと呪術的行為によって拘束力を付与される誓約の例は後代の資料からも拾うことができる。

キュレーネー出土の前4世紀の碑文（ML 5）には、前630年頃、この町がテーラー島民の植民市として建設された際に、母市の住民と入植者との間で結ばれた協定の内容が含まれているが、その後半部分に誓約についての記述が見える（40-51）。それによれば、誓約が取り交わされた後、これに背く者に対して呪いがかけられ、さらに当事者全員によって蠟で塑像が作られたが、それらは「この誓約を守らず、これに背く者は、当人もその一族も財産も、これらの像さながらに溶けて流れて崩れ去るべし」という呪詛の言葉とともに焼き尽くされたという。ここでも呪いが誓約に対するサンクションとして機能しており、さらにその効力が上述のホメロスにおける例と同様の呪術的行為によって強められているのである⁸。

また、ヘーロドトスの伝えるところによれば、前534年、ハルパゴス率いるペルシア軍の包囲に遭い、キュルノスへ移住することになったポーカイア人は、遠征隊から離脱する者に対して呪いをかけた上、真っ赤に焼いた鉄の塊を海中に投げ、この鉄塊が再び海面に浮き上がるまではポーカイアへは戻るまいと誓ったという（1. 165）⁹。このエピソードでは誓約と呪いの順序が先の二つの例と逆になっているが、結果的には後者が前者に対するサンクションとなることは言うまでもない。さらにここでは誓約そのものの絶対性がシンボリックな行為を通じて顕在化させられており、そのことがこれをいっそう違反し難いものになっている（その割には、いざキュルノス目指して出航という段になって、過半数の市民が祖国恋しさにあっさり誓いを破り、ポーカイアへと引き返しているが）。

呪いを伴う誓約は社会生活上のさまざまな局面において集団の意思を統一するに与って力があつたが、その典型的な例は戦時におけるそれである。国家の命運を左右するような大きな戦争を前にして、全市民が団結して死ぬまで戦い抜くことを誓い、さらにその盟誓に呪いによって拘束力を与えるということが、ギリシアではしばしば行われた。

スパルタ人はメッセーニアへの最初の侵攻（前740年頃）に際して、メッセーネーを破壊するか、さもなくば全員が討ち死にするまでは祖国へは戻るまいと誓ったが¹⁰、この誓いに背く者には呪いがかけられた¹¹。前210年、アカルナーニアー人はアイトーリアー

⁷ II. 3. 299-301. この呪いは先に誓約を破ったトロイア方の敗北という形で成就することになる。

⁸ 上に「溶けて流れて」と訳した *καταλείβεσθαι*（47: 字義通りには「滴り落ちる」）について Gernet (1951) 213 n.150 は、この語が献酒を連想させる（< λείβω）ものであることを指摘している。

⁹ Ps.-Arist. *Ath. Pol.* 23. 5, Plut. *Arist.* 25. 1 にも同様の誓いの形式が見える。

¹⁰ Str. 6. 3. 3.

¹¹ Polyb. 12. 6b. 9: *διόπερ οἱ Λοκροὶ μήτε ταῖς ἀραῖς ἔνοχοι ὄντες μήτε τοῖς ὄρκοις οἷς ᾤμοσαν οἱ Λακεδαιμόνιοι μὴ πρότερον εἰς τὴν οἰκείαν ἐπανήξειν πρὶν ἢ τὴν Μεσσήνην κατὰ κράτος ἐλεῖν.*

との戦争に際して、勝利を収めるまでは生きて祖国へ帰るまじとの誓いを立て、さらに周辺諸国に対して自国からの逃亡兵の受け入れを禁ずる旨の呪いをかけた¹²。また、プルートアルコスの伝えによれば¹³、アリスティデースは民会の席上で、アテーナイに講話を持ち掛けようとするペルシア王クセルクセースの言葉を伝えるために將軍マルドニオスが遣わした使者に対して「太陽が正常な運行を続ける限り、アテーナイ人は荒らされた国土と穢され、焼き払われた神殿のため、ペルシア人との戦いをあくまで続行するであろう」と述べ¹⁴、さらにペルシア人を相手に談合したりギリシア人の同盟から離脱したりする者には祭司らが呪いをかけるべしとの動議を出したというが、これを信ずるならば、プラタイアでの決戦を控えたギリシア人同盟軍による有名な誓約¹⁵にもまた、サンクションとしての呪いが付随していたと推測することが可能になる。

呪いはまた、ある種の行動規範に拘束力を与えることもある。アテーナイの「ブージュゲースの呪い」(βουζύγιοι ἀραί)は、そのような呪いの代表例の一つである。ブージュゲース(Βουζύγης:「牛を軛に繋ぐ者」の意)はアテーナイで最初に牛を用いた耕作を行ったと伝えられる神話上の人物で、これを始祖と見なす氏族(Βουζύγαι)の一員が毎年アクロポリスの麓で一種の農耕儀礼(ἱερός ἄροτος)を執り行ったが、その際に発せられる呪詛の言葉が後にこう呼ばれるようになった。この呪いの対象となったのは、困っている隣人に水や火を使わせることを拒否する者、道に迷った人に正しい道を教えない者、死体を埋葬せずに放置する者、そして他人に邪な忠告をして、自分がそれをすれば良からぬ結果を招くであろうと思われることをさせる者であった¹⁶。つまりこの呪いは、人間が社会生活を営む上で当然遵守すべき普遍的な道德律に対するサンクションとなっているのである。

3 刑罰としての呪い

呪いはまた、作為あるいは不作為による何らかの犯罪に対する刑罰としても機能していた。Dirae Teiorum の呼び名で知られる、前 470 年頃のものとして推定されるテオース近郊出土の碑文(ML 30)は、その名の示す通り、共同体社会の公益を脅かす者に向けて発せられた呪いの言葉を刻したものである。具体的な犯罪として挙げられているのは、テオース市民の毒殺、穀物輸入の妨害および輸入された穀物の再輸出、専制君主(αἰσυμνήτης)の擁立もしくはそれを目的とした反乱¹⁷、為政者による種々の職権濫用(専断による処刑、国家や市民団に対する裏切り行為、追い剥ぎや海賊の容認、他のポリスとの外交や外敵と

¹² Polyb. 9. 40. 6 (cf. Liv. 26. 25. 12): περὶ τούτων ἄρως ἐποίησαντο πᾶσι μὲν, μάλιστα δὲ τοῖς Ἑπειρώταις, εἰς τὸ μηδένα τῶν φευγόντων δέξασθαι τῆ χώρα. Cf. Latte (1920) 74 n. 34a.

¹³ Arist. 10.

¹⁴ Cf. Hdt. 8. 143.

¹⁵ Lycurg. 81, Diod. Sic. 11. 29.

¹⁶ Watson (1991) 17; Parker (1996) 286f.

¹⁷ 独自の校訂に基づく Herrmann (1981) 20 の読みに従う。

の折衝における反国家的陰謀の画策) といった行為である。そして、これらの罪を犯す者に対して「その者自身もその一族も死滅すべし」(ἀπόλλυσθαι καὶ αὐτὸν καὶ γένος τὸ κείνου) との呪いがかけられている。また、毎年アンテステーリア祭と、ヘーラクレスとゼウスをそれぞれ祀る祭儀において、この呪いの文言を朗誦するよう定められている専門の役人(οἱ τιμουχέοντες) が職務を怠った場合にも、彼らは「この呪いを身に受くべし」(ἐν τήπαρῃ ἔχεσθαι) とある。さらには、この呪言を刻した石碑を破壊する者、刻まれた文字を削り取ったり判読不能にしたりする者に対しても、上に挙げた諸々の犯罪行為をなす者へのそれと同じ呪詛の言葉が記されている。

この碑文から窺い知られるのは、法秩序が確立される以前の古い時代のギリシア社会においては、共同体社会の秩序の維持という機能を宗教が果たしていたということである。未来の犯罪者に対して呪いをかけるということは、犯罪とそれに対する刑罰を規定した法を制定し、発効させることに相当する。つまり、ここに見られる呪いは刑法の原初形態の何たるかを示しているのである。そして、国家の役人がこの呪いの言葉を公の祭儀の場で朗誦するという慣習が前5世紀に至ってもなお存続していたという事実は、宗教の持つ上述の機能が容易には失われず、それに対する信頼も非常に根強いものであったことを物語っている。

刑罰としての呪いはさまざまな犯罪に対して科せられたが、その事例が最も多く認められるのは、神々を軽んじて尊ばず、神聖なるものに対して冒瀆的な行為をなす者を対象とする呪いである。

第1次神聖戦争(前595~586年)を惹き起こしたのはキッラーの住民による瀆神的行為であった。デルポイの神殿を荒らし、奉納品の掠奪を繰り返していた彼らに対し、いかなる罰をもって報いるべきかについてアポッローンに伺いを立てた隣保同盟諸都市(Ἀμφικτύονες)は、その託宣に従って大軍を率いてキッラーに攻め入り、住民を奴隷化した上、市街と港を破壊、さらにこの地をアポッローン、アルテミス、レートーおよびアテーナー・プロナイアーに捧げた。そして、この聖地を自らも開墾せず、また他の者にもそれを許さず、全力で守り通すことを誓い、それに加えて次のような呪いをかけた。すなわち、この禁令に背く者は、都市であれ個人であれ部族であれ、アポッローン、アルテミス、レートーおよびアテーナー・プロナイアーの呪いを身に受くべし(ἐναγῆς ἔστω)、またこれらの者に大地は稔りをもたらさず、女たちは畸形児を生み、家畜はその時季になっても仔を孕まず、彼らは戦争・訴訟・商売のいずれにおいても敗北を喫し、自身もその家も一族も滅び去るべし(ἐξώλεις εἶναι)、そして、この者たちが供犠に与ろうとも、それは決して神々の意に適うものにはならず、彼らの捧げる供物は神々に拒絶されるように、と¹⁸。 — 未来の犯罪者に対する呪詛の中でも最も詳細かつ具体的なものの一つであるこの呪いは誓言と神託とともに記録され、前4世紀まで保持されていたが¹⁹、それらは一種

¹⁸ Aeschin. 3. 107-11.

¹⁹ Ibid. 110: γέγραπται γὰρ οὕτως ἐν τῇ ἀρχῇ; 113: ταύτης τῆς ἀρχῆς καὶ τῶν ὄρκων καὶ τῆς μαντείας

の成文法として機能していたと考えられる。

聖地蹂躪の罪に対する刑罰としての呪いの例は他にも挙げられる。デルポイを占拠して第3次神聖戦争（前356～346年）の囚をなしたポーキス人には呪いがかけられ²⁰、テーバイとマケドニアのピリッポス2世の同盟軍によって破壊された同地方の諸都市の再建は禁止された²¹。また、ゼウスに奉獻された聖地エーリスの領内に武装して侵入する者に対しても、やはり呪いがかけられた²²。

聖財窃取の罪もまた呪いをもって罰せられた。前250年頃のものとして推定されるデーロス島出土の碑文は、島内の奴隷を神域から連れ出したり神殿の所有するその他の財物を持ち去ったりする者、そしてそれと知りながら犯人を告発せぬ者に対して、男女の祭司が「父祖伝来の慣習に従って」（κατὰ τὰ πάτρια）呪いをかけるよう定めている²³。また、スミルナー出土のある碑文（SIG 997）では、女神アタルガティースの聖魚に害をなす者に加えて、女神の所有物たる什器を穢したり盗み出したりする者も魚に食われて悲惨な最期を遂ぐべしと呪われている²⁴。

さらに、神殿の嘆願者庇護権が呪いによって保護されていたことを伝える資料もある。前4世紀中頃のものと思われるカーリアーのトラッレイスの民会決議碑文（LSAM 75）は、ディオニューソスの神域をアジュールとする法案が可決された旨を記したものであるが、嘆願者の虐待とその看過を禁止した規定の中に違反者に対する呪いの文言が認められる²⁵。また、エペソス出土の前2世紀の碑文（BMus. Inscr. III 520）には、アルテミスの聖域全体をアジュールと定め、域内に居る者に対する虐待を禁じた同様の法規が見えるが、ここでもやはり、その禁を犯す者には呪いがかけられている²⁶。

祭祀や宗教儀礼の冒瀆もまた重大な犯罪であった。前415年、エレウシースの秘儀冒瀆の廉で告発されたアルキビアデースは、遠征先のシケリアーに到着してまもなく本国へ召還されたが、帰国の途中で姿を暗ましてしまった。そこでアテーナイの民会は被告人欠席のまま裁判を行い、アルキビアデースに対して死刑を宣告した。そして彼の財産を没収し、さらに男女の祭司全員が彼に呪いをかけるべきことを決議した²⁷。この呪いは逃亡犯に対する死刑判決の執行にほかならない。また、アルキビアデースと同じ嫌疑をかけられたア

ἀναγεγραμμένων ἔτι καὶ νῦν.

²⁰ Diod. Sic. 16. 60. 1: τοὺς δὲ πεφευγότας τῶν Φωκέων καὶ τῶν ἄλλων τῶν μετεσχηκότων τῆς ἱεροσυλίας ἐναγεῖς εἶναι καὶ ἀγωγίμους πάντοθεν.

²¹ Paus. 10. 3. 1f., Dem. 19. 325.

²² Str. 8. 3. 33: τὴν Ἡλείαν ἱερὰν εἶναι τοῦ Διός, τὸν δ' ἐπιόντα ἐπὶ τὴν χώραν ταύτην μεθ' ὄπλων ἐναγεῖ εἶναι.

²³ Vallois (1914) 250f.; Latte (1920) 70 n. 25.

²⁴ 4-6: ἰχθὺς ἱεροὺς μὴ ἀδικεῖν μηδὲ σκευὸς τῶν τῆς θεοῦ λυμαίνεσθαι, μηδὲ ἐκφέρειν ἐκ τοῦ ἱεροῦ ἐπὶ κλοπῆν. ὁ τούτων τι ποιῶν κακὸς κακῆ ἐξωλεία ἀπόλοιτο, ἰχθυόβρωτος γενόμενος.

²⁵ 8-12: ὅρος ἱερὸς ἄσυλος Διονύσου Βάκχου· τὸν ἰκέτην μὴ ἀδικεῖν μηδὲ ἀδικούμενον περιορᾶν, εἰ δὲ μή, ἐξώλη εἶναι καὶ αὐτὸν καὶ τὸ γένος αὐτοῦ.

²⁶ τὸ τέμενος τῆς Ἀρτέμιδος ἄσυλόν ἐστι τὸ πᾶν. ὅσον ἔσω περιβόλου, μὴ ἀδικεῖν· ὅς δ' ἂν παραβαίῃη, αὐτὸς ἀπόλοιτο καὶ τὸ γένος.

²⁷ Plut. Alc. 22. 5.

ンドキデースに対しても、男女の祭司らが「古来のしきたりに従って」（κατὰ τὸ νόμιμον τὸ παλαιὸν καὶ ἀρχαῖον）西方を向いて呪いをかけ、紫色の式服を振ったという²⁸。

ギリシア人の信ずるところによれば、ある集団の成員の一人が瀆神的行為をなした場合、しかるべき措置が講じられない限りその集団全体が神罰としての災厄に見舞われることになる²⁹。したがって、神聖冒瀆の罪を犯す者に呪いをかけるということは、災厄が彼一人に（ないしは彼とその一族のみに）降りかかるようにするための措置であるといえる。その結果罪人にもたらされる災厄は純然たる刑罰ではなく、直接の被害者である神々自身による復讐という側面を併せ持っている。これに対して世俗的な犯罪の場合は、犯人を呪うということは彼を処罰する権限を神々の手に委ねること、いわば神々を執行者として彼に刑罰を科することである。

世俗的な犯罪に手を染めた者に対する呪いの例としては次のようなものが挙げられる。例えば、アテーナイのソローンはオリーブ油以外の農産物の輸出を禁止し、この禁を犯す者にはアルコーンが呪いをかけるべきこと、さもなくばアルコーン自身が国庫に 100 ドラクメの罰金を支払うことを定めた³⁰。また、スパルタではヘイロータイが支払うべき法定小作料を勝手に釣り上げる者に対して呪いがかけられた³¹。さらにプラトーンは『法律』の中で、誰かが自分の両親や祖父母を殴りつけている現場に居合わせた者は、その加害者を「この神を恐れぬ者めが！」と大声で叫んで追い払わねばならず、そうしない者には「法に基づいて」（κατὰ νόμον）家族と両親の守護神たるゼウスの呪いが降りかかると述べている（881d）。

これまで見てきた例はいずれも呪いそのものが刑法の制裁規定に相当するものとして機能していたことを示すものであるが³²、この段階から一歩進むと聖法（*lex sacra*）と世俗法の両方において呪いと通常の刑罰の併存が認められるようになる。クレーターのイタノス出土の前 2 世紀の碑文（*CIG 2561b*）は、ゼウスの神域内での家畜の放牧、小屋の建設、播種、樹木の伐採といった行為が「神聖なる法と呪いと刑罰によって」（νόμοις ἱεροῖς καὶ ἀραῖς καὶ ἐπιτίμοις）禁じられていたとの文言を含んでいる（51-54）。また、前 4 世紀前半頃のテゲアーの聖法（*IG 5. 2. 3*）は、祭司の職務不履行に対する刑罰として罰金に加えて呪いを科することを規定している³³。さらに次の例もこれらに加えてよいかと思う。— リュキアーのテルメーッソス出土の前 3 世紀の碑文（*OGI 55*）は、プトレマイオス家

²⁸ Ps.-Lys. 6. 51. 天上の神々に祈るときには東、地下の神々に呼びかけて人を呪うときには西を向くのが習わしであった。また、Watson (1991) 51 によれば、式服を振るという所作は罪人を地下の神々の元へ送り届けることを象徴するものだという。

²⁹ 一人の人間の犯した罪によって彼の属する集団全体が災厄を蒙るというモチーフは、ギリシア文学の中に繰り返し現れる。e. g. *Il.* 16. 384-92, *Hes. Op.* 240-7, fr. 30. 15-9 M-W, *Pind. Pyth.* 3. 35-7, *Aesch. Sept.* 597-608, *Pl. Leg.* 910b, *Philostr. VA* 8. 5.

³⁰ *Plut. Sol.* 24. 1.

³¹ Ps.-*Plut. Apophth. Lacon.* 239d-e.

³² Cf. *SIG* 987. 35f.: ταῖς ἐκ τῶν νόμων ἀραῖς ἔνοχος ἔστω; *GDI* 5653c. 10f.: ἐπὶ τὰς νομαίας ἐπαρὰς ποιῆται.

³³ 2-5: τὸν ἱερονόμονα ἰνφορβίειν· εἰ δ' ἂν λευτὸν μὴ ἰνφορβίῃ, ἕκοτον δαρχμὰς ὀφλεῖν ἰν δᾶμον καὶ κάταρρον εἶναι.

のある王子³⁴のために毎年供犠の式を執り行う旨の布令を刻したものであるが、その一節に、戦争のために中止を余儀なくされるのでない限り、アルコーンと市民がこの義務を遂行せぬ場合は、彼らは「あらゆる神々に対して罪を負う者たるべし」(ἀμαρτωλοὶ ἔστωσαν θεῶν πάντων)、そしてアルコーンは(全市民を代表して)千ドラクメーの贖罪金を支払うべしとの文言が見える(29-35)。

プラトーン『法律』の中のいくつかの規定も、こうした傾向を反映している。—「そしてもし、殺された者の近親者で、父方においても母方においても、従兄弟までの範囲内にある者が、その犯人を告訴すべきであるのにしなかつたり、あるいは、公の場所への出入りが禁じられている旨を警告しなかつたりすれば、その者は、まず第一に、殺人の穢れを自分自身が蒙るとともに、神々の憎しみをも受けることになるだろう。というのは、法の中に含まれている呪いの言葉が、不吉な前兆を告げているからである³⁵。そして第二には、殺された者のために復讐したいと望むどの人によってでも、その者は告発されてよいことにする」³⁶(871b)。また別の箇所では、国内に持ち込んだ外貨を国庫に預けずに私蔵していたことが発覚した者、そしてそのことを知っていながら通報しなかつた者は、共に「呪いと非難を身に受け」(ἀρᾶ καὶ ὀνειδίει ἔνοχος ἔστω)、さらに持ち込んだ外貨より少くない額の罰金を科せられるべしと定められている(742b)。

地域によっては呪いと世俗的な刑罰の併存という状態がかなり後の時代まで続いていたようである。後38年のキュジコスの民会決議碑文(SIG 799)には、ポリスの公益に反する悪事を働く者や、アゴラーの商品を台無しにしようことをしてポリスに損害を与える者は「呪われ、かつアルコーンらによって罰せられる」(ἐπάρατον εἶναι ζημιουῖσθαί τε ὑπὸ τῶν ἀρχόντων)との文言が見える(21-24)。

呪いはまた、法そのものの効力を補強する宗教的サンクションとしての役割をも果たしていた。例えば、古くはカローンダースの法が呪いによって保護されていたことはその「序文」が示す通りであるし³⁷、アテーナイのソローンの法も呪いによってその生命を保障されていた³⁸。また、ヘーロドトスの伝えによれば、前550年頃、もと自国領であったテュレアーをめぐるスパルタとの戦争に敗れたアルゴス人は、それ以前は長髪にする習わしであったのだが、この敗戦を機に頭を丸め、テュレアーを奪回するまではアルゴスの男子は一人たりとも髪を伸ばしてはならぬ、また女子には黄金の装身具を用いさせぬという

³⁴ 具体的に誰を指しているかについては諸説ある。

³⁵ ὡς ἡ τοῦ νόμου ἀρὰ τὴν φήμην προτρέπεται. この語句の解釈については諸説あるが、ここでは Ziebarth (1895) 60 および England (1921), vol. 2, 419 (ad 871b4) に従って「告発の義務を怠った者には法の中の呪いの言葉通りの神罰が下る」という意味に解しておく。別の解釈については Gernet (1917) 147; Saunders (1991) 243 を参照。

³⁶ プラトーン/森進一・池田美恵・加来彰俊訳『法律(下)』岩波文庫, 1993, 208 より一部改変の上、引用。

³⁷ Stob. Flor. 4. 154: χρῆ δὲ ἐμμένειν τοῖς εἰρημένοις, τὸν δὲ παραβαίνοντα ἔνοχον εἶναι τῇ πολιτικῇ ἀρᾶ.

³⁸ Dio. Chrys. 80. 6: καὶ τὴν ἀράν, ἣν Ἀθηναῖοι περὶ τῶν Σόλωνος ἔθεντο νόμων τοῖς ἐπιχειροῦσι καταλύειν, ἀγνοεῖτε κυριωτέραν οὖσαν ἐπὶ τοῖς ἐκείνου νόμοις.

掟を定め、さらに呪いをかけた (ἐποιήσαντο νόμον τε καὶ κατάρην) という (1. 82)。この呪いもまた掟の拘束力を強化するためのものであることは言うまでもない。また、プラトーンによれば、アトランティスの中央都市にあるポセイドーンの神域には、統治者たる 10 人の王が遵守すべき神聖な法を刻したオレイカルコス³⁹の碑が立っていたが、そこには法文に加えて、法に従わぬ者たちに恐ろしい呪いが降りかかるようにと祈る誓いの言葉が刻まれていたという⁴⁰。最後に、前 3 世紀のミュシアーのガンブレイオンの聖法 (LSAM 16) には、テスモポリア祭の挙行に際して婦人監督官 (γυναικονόμος) が、この法を遵守する人々に神々の祝福がもたらされ、これに背く者には逆に呪いが降りかかるように、と祈願すべき旨の規定が含まれている (17-27)。

前 4 世紀の法廷弁論を繙いてみると、アテーナイでは民主政治の健全な運営が呪いによって保障されていたことを窺い知ることができる。— 「それゆえ、民会が召集される度ごとに、…その発言によって評議会や民会や法廷を欺くような者に対して、布令役が呪いの言葉を発するのです」⁴¹。「では、彼ら (最初の立法家たち) はこれらの人々 (民会での発言者) についてどのような取り決めをなしたのでしょうか。まず第一に彼らは民会が開かれる度ごとに、不正を働く者たちに対して国家の名において次のような呪いをかけたのです。すなわち、賄賂を受け取った後で国政上の問題について発言したり決定を下したりする者があれば、その者は破滅すべし、と」⁴²。「我々のポリスでは民衆こそが国政を司る者であって、他の何者もその主とならぬよう、呪いと法とその他の護り手が見張っているのです」⁴³。

4 結論

以上の考察を通じて明らかになったことは、古代ギリシアにおいては刑法がある程度発達を遂げた後もなお、宗教が共同体社会の公益の保全と秩序の維持に寄与し続けていたということである。犯罪者に対する刑罰としての呪いは、さまざまな地域において長きに亘って有用性を保持していた。そして、断片的な諸資料を上のように曲がりなりにも整理してみると、呪いの果たした役割が法の発達に伴って次第に変化していったことが臆げながら見えてくる。

呪いは特定の個人を対象とする攻撃の手段という私的な利用にとどまらず、誓約や道徳的規範に対するサンクションとして、かなり古くから公的・社会的な役割をも果たしていた。この呪いの社会的側面が進化したものが、すなわち法である⁴⁴。太古の社会において

³⁹ ὀρείχαλκος. 字義的には「山の銅」の意。銅の一種 (黄銅鉱?) またはその合金 (真鍮?) かとされるが、不詳。

⁴⁰ Criti. 119e.

⁴¹ Dem. 23. 97.

⁴² Din. 2. 16.

⁴³ Dem. 20. 107.

⁴⁴ Harrison (1922) 142.

は呪いが刑法そのものとして機能していた。やがて社会が成熟し、法が発達すると、呪いは他の刑罰に加えて科せられる二次的なものになる。しかし、犯罪者の処罰権が神々の手から人間の手に移った後もなお、呪いは国制・法秩序の護り手として、その社会的機能を発揮し続けたのである。

参考文献

- Durkheim, É. (1893), *De la division du travail social* (Paris).
- England, E. B. (1921), *The Laws of Plato*, 2vols. (Manchester).
- Gernet, L. (1917), *Platon, Lois Livre IX: traduction et commentaire* (Paris).
- (1951), ‘Droit et prédroit en Grèce ancienne’, *L’Année sociologique*, 3^e sér. 1948-49, 21-119. [Id., *Anthropologie de la Grèce antique*, Paris, 1968, 175-260]
- Harrison, J. E. (1922), *Prolegomena to the Study of Greek Religion*, 3rd ed. (Cambridge).
- Herrmann, P. (1981), ‘Teos und Abdera im 5. Jahrhundert v. Chr.: Ein neues Fragment der Teiorum Dirae’, *Chiron* 11, 1-30.
- 平山晃司 (2011) 「刑罰の宗教的起源」 『言語文化研究』 37, 121-139.
- Latte, K. (1920), *Heiliges Recht: Untersuchungen zur Geschichte der sakralen Rechtsformen in Griechenland* (Tübingen).
- Maine, H. S. (1861), *Ancient Law: Its Connection with the Early History of Society, and Its Relation to Modern Ideas* (London).
- (1883), *Dissertations on Early Law and Custom* (London).
- Parker, R. (1996), *Athenian Religion: A History* (Oxford).
- Radcliffe-Brown, A. R. (1933), s. v. Law, Primitive, in *Encyclopaedia of the Social Sciences*, ed. E. R. A. Seligman, vol. 9 (New York), 202-6.
- Reverdin, O. (1945), *La religion de la cité platonicienne* (Paris).
- Saunders, T. J. (1991), *Plato's Penal Code: Tradition, Controversy, and Reform in Greek Penology* (Oxford).
- Vallois, R. (1914), ‘Ἀραί’, *BCH* 38, 250-71.
- Watson, L. (1991), *Arae: The Curse Poetry of Antiquity* (Leeds).
- Ziebarth, E. (1895), ‘Der Fluch im griechischen Recht’, *Hermes* 30, 57-70.